

# 松江市地域防災計画

「風水害対策編」 「震災対策編」 「原子力災害対策編」  
「各種災害対策編」 修正の概要について

※国の防災基本計画の修正等を受けて、本計画を修正します。

# (1) 受援計画の策定【風水害対策編、震災対策編】

		備考
<p>できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>—</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>(3) 自衛隊との連携体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、<b>平常時</b>から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。</li> <li>自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する等必要な準備を整えておく。</li> <li>どのような状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）で派遣要請を行うのか、<b>平常時</b>よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。</li> <li>円滑に自衛隊の災害派遣に努め、自衛隊の作業が円滑に行われるよう、円滑に連携体制を整え、自衛隊の作業が円滑に行われるよう調整体制、派遣部隊の調整体制を整える。</li> </ul> <p><b>(4) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地方行政機関、指定民間団体等との間で、<b>平常時</b>から連携体制の整備を図る。</li> <li>フリーバンド（商品の無償提供）機能のついた「災害対策用自動販売機」の導入設置に向け、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。</li> <li>個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、人的・物的な防災協力活動により被害の軽減や地域の防災力の強化を図ることのできる制度の構築に努める。</li> <li>災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努めるほか、連絡体制を構築するなど実効性の確保に努める。</li> </ul>	<p>また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</p> <p><b>(3) 受援計画の整備</b></p> <p>災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑にほかの地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、<b>地域防災計画等に受援計画を位置付ける。</b></p> <p>受援計画には、<b>受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の集結・活動拠点のほか、受援に必要な事項を記載する。</b></p> <p><b>(4) 自衛隊との連携体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、<b>平時</b>から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。</li> <li>自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する等必要な準備を整えておく。</li> <li>どのような状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）で派遣要請を行うのか、<b>平時</b>よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。</li> </ul>	<p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>受援計画策定に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p>
<p>→ <b>資料編</b> [資料 4-(2)-1] 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）</p> <p>[資料 4-(2)-2] 防災対策協力に関する協定書（松江地方気象台）</p> <p>[資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）</p> <p>[資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（JAしまねほか）</p> <p>[資料 4-(2)-5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まっえ北商工会）</p> <p>[資料 4-(2)-6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まっえ南商工会）</p> <p>[資料 4-(2)-7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）</p> <p>[資料 4-(2)-8] 災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合）</p> <p>[資料 4-(2)-9] 災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合）</p> <p>[資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会）</p> <p>[資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）</p> <p>[資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）</p> <p>[資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）</p> <p>[資料 4-(2)-15] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八束清掃協同組合ほか）</p> <p>[資料 4-(2)-16] 災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会）</p> <p>[資料 4-(2)-17] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（一社）全日本冠婚葬祭相互協会）</p> <p>[資料 4-(2)-18] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（株）博愛社ほか）</p> <p>[資料 4-(2)-19] 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内51社）</p> <p>[資料 4-(2)-20] 災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内5社）</p>	<p>「<b>大規模災害時、外部からの人的・物的支援を迅速、的確に受け入れ、情報共有や各種調整等を行うための手順等を記載・整理した受援計画</b>」を策定したことに伴い、関連する記述を追記</p> <p>→ <b>資料編</b> [資料 4-(2)-1] 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）</p> <p>[資料 4-(2)-2] 防災対策協力に関する協定書（松江地方気象台）</p> <p>[資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）</p> <p>[資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（JAしまねほか）</p> <p>[資料 4-(2)-5] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まっえ北商工会）</p> <p>[資料 4-(2)-6] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（まっえ南商工会）</p> <p>[資料 4-(2)-7] 災害時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）</p> <p>[資料 4-(2)-8] 災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合）</p> <p>[資料 4-(2)-9] 災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合）</p> <p>[資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）松江建設業協会）</p> <p>[資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）</p> <p>[資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）</p> <p>[資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）</p> <p>[資料 4-(2)-15] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八束清掃協同組合ほか）</p> <p>[資料 4-(2)-16] 災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会）</p> <p>[資料 4-(2)-17] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（一社）全日本冠婚葬祭相互協会）</p> <p>[資料 4-(2)-18] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（株）博愛社ほか）</p> <p>[資料 4-(2)-19] 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内51社）</p> <p>[資料 4-(2)-20] 災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内5社）</p>	<p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>本等との間を反映</p>

## (2) 林野火災対策の強化【各種災害対策編】

		備考
<p style="text-align: center;">軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー、ブッシュカッター等）等の</p> <p>資機材の整備を推進する。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 残火処理体制 大規模林野火災においては、消防本部は、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所を発見に努め適切に対処する必要があるが、必要に応じ空中からの赤外線写真を利用する方法等を検討する。</p> <p>カ (略)</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等……………【農林基盤整備課、消防本部】</p> <p>(1) 事前点検及び警戒巡視の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林組合等と連携し、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林等林野火災が発生しやすい区域を把握する。</li> </ul> <p>● ……森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発表時等において、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。</p> <p>(2) 防災知識の普及・啓発 <u>林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等入山者に対して、火気取扱いのマナー等林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">消防本部は、水利に限られる山間部での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両、林野内への送水や放水を可能にする軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー、ブッシュカッター等）等の消火活動に必要な資機材のほか、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を推進する。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 残火処理体制 大規模林野火災においては、消防本部は、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所を発見に努め適切に対処する必要があるが、空中からの熱源探査等の活用並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。</p> <p>カ (略)</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等……………【農林基盤整備課、消防本部】</p> <p>(1) 事前点検及び警戒巡視の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林組合等と連携し、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林等林野火災が発生しやすい区域を把握する。</li> <li>● <u>火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。</u></li> <li>● <u>乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表し、住民等に対する注意喚起をするとともに、森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発表時等において、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。</u></li> </ul> <p>(2) 防災知識の普及・啓発 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する市民の防災意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。</p>	<p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p>
<p>令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえて、「<u>火災予防、地上・空中消火の連携による消火活動の強化など</u>」関連する記述を追記</p>		
<p>第2節 災害応急</p> <p>林野火災の発生に</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 消火活動……………【消防本部、各支所】</p> <p>(1) 自主防災組織等との連携</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 消火活動……………【消防本部、各支所】</p> <p style="text-align: center;"><u>火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u></p> <p>(1) 自主防災組織等との連携</p>	<p>必要な対策を実施する。</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p>

# (3) 原子力災害対策指針改正 【原子力災害対策編】

		備考欄
<p>(追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>原子力災害対策指針の改正を反映し、  <u>「屋内退避継続の判断、屋内退避から避難への切り替えの考え方、屋内退避中の一時外出、屋内退避の解除」</u>などの「<u>屋内退避実施後の運用</u>」に関する記述を追記</p> </div>	<p><b>2. 屋内退避実施後の運用</b></p> <p>屋内退避は、物的な面や人的支援の面ででの生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、<u>屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続を判断することが必要となる。</u></p> <p>(1) 屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うとされている。市は、県と協力し、<u>屋内退避の継続のための物資の供給状況、人的支援の実施状況、ライフラインの被害状況等の情報を国に提供するものとし、国は、市及び県と緊密に連携を行いながら、屋内退避から避難への切り替えを判断し、指示することとされている。</u></p> <p>なお、<u>屋内退避から避難への切り替えにより、避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避は継続することを基本とし、避難への切り替えの判断は慎重に行うものとする。</u></p> <p>(2) 市は、国及び県と連携し、<u>屋内退避を実施している住民等に対して、原子力施設の状況の見直しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず提供するものとする。</u></p> <p>また、<u>屋内退避中は、被ばくを低減するため、屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものとされている。</u></p> <p>市は、県と協力し、<u>一時集結所、指定避難所等での屋内退避中の住民への生活物資等の配給体制を構築するとともに、物資の備蓄、配給状況及び民間事業者の活動状況について情報提供する。</u></p> <p>(3) 市は、国及び県と連携し、<u>原子力施設の状況に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、一時外出中の住民や活動中の民間事業者に対して、速やかに屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。</u></p> <p>(4) 国は、<u>原子力施設の状況が安定し、新たに放射性物質が放出される可能性がないこと及び放出された放射性物質が滞留していないことが確認できた場合、屋内退避の解除を行う。</u></p> <p>市は、国及び県と連携し、<u>屋内退避を実施している住民等に対して、屋内退避の解除に係る情報提供を行うものとする。</u></p> <p>なお、<u>屋内退避の解除の際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O1L1又は、O1L2を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずる必要があることに留意する。</u></p>	<p>・指針の改正を反映          (屋内退避実施後の運用を追記)</p>

# (4) その他の修正【共通事項】

各部・各班に所属する課(室、局)			各部・各班に所属する課(室、局)			組織再編による修正
部名	班名	班に所属する課	部名	班名	班に所属する課	
政策部	情報管理班	市長公室、政策企画課(地域政策室)、SDGs推進課	政策部	情報管理班	市長公室、政策企画課、地域政策課	<p>・松江市組織機構の再編に伴う修正</p> <p>・各種数値の時点修正</p> <p>・防災会議委員さまのご意見による修正</p>
	広報報道班	秘書課、広報課		広報報道班	秘書課、広報課	
	通信対策班	デジタル戦略課		通信対策班	デジタル戦略課	
総務部	総務班	総務課、選挙管理委員会事務局	総務部	総務班	総務課、選挙管理委員会事務局	
	人事班	人事課、組織戦略課		人事班	人事課、組織戦略課	
財政・出納部	財政班	財政課	財政・出納部	財政班	財政課	
	物資調達班	資産経営課、新庁舎整備課、公共建築課、契約検査課(建設工事監理室)		物資調達班	資産経営課、新庁舎整備課、公共建築課、契約検査課(建設工事監理室)	
	被審調査班	税務管理課、市民税課、固定資産税課		被審調査班	税務管理課、市民税課、固定資産税課	
	出納班	出納室		出納班	出納室	
産業経済部	商工対策班	商工企画課、新産業創造課、ものづくり産業支援センター、定住企業立地推進課(企業団地整備室)	産業経済部	商工対策班	商工企画課、新産業創造課、ものづくり産業支援センター、定住企業立地推進課(企業団地整備室)	
	農林対策班	農政課(農業委員会事務局)、農林基盤整備課		農林対策班	農政課(農業委員会事務局)、農林基盤整備課	
	水産対策班	水産振興課		水産対策班	水産振興課	
観光部・文化スポーツ部	観光対策班	観光振興課(小泉八雲・セツのドラマ応援室)、観光施設課、文化振興課(ジオパーク推進室)、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館	観光部・文化スポーツ部	観光対策班	観光振興課(小泉八雲・セツのドラマ応援室)、観光施設課、文化振興課(ジオパーク推進室)、文化財課、埋蔵文化財調査課、松江城・史料調査課、松江歴史館	
	体育施設班	スポーツ課(総合体育館整備室)		体育施設班	スポーツ振興課(高校総体推進室)、スポーツ施設課(総合体育館整備室)	
	外国人支援班	国際観光課(国際交流会館)		外国人支援班	国際観光課(国際交流会館)	
市民部	広報支援班	市民生活相談課(消費・生活相談室)	市民部	広報支援班	市民生活相談課(消費・生活相談室)	
	総合窓口班	人権男女共同参画課(男女共同参画センター)、市民課(マイナンバーカード交付室)		総合窓口班	人権男女共同参画課(男女共同参画センター)、市民課(マイナンバーカード交付室)	
健康福祉部・こども子育て部	避難対策班	健康福祉総務課	健康福祉部・こども子育て部	健康福祉総務課	健康福祉総務課、障がい者福祉課、生活福祉課、保険年金課	
	介護防疫班	介護保険課、健康増進課		介護防疫班	介護保険課、健康増進課(予防接種室)、保健衛生課、こども家庭支援課	
	児童対策班	こども政策課、立幼保育園		児童対策班	こども政策課、立幼保育園、児童相談課、子育て給付課、市立幼稚園、市立保育所(園)、市立児童館	
環境エネルギー部	環境保全班	環境エネルギー部	環境保全班	環境エネルギー部	環境エネルギー部	
まちづくり部・都市整備部	都市政策班	都市政策課(まちづくり推進室)、交通政策課(公共交通戦略室)、大橋川治水・国県事業推進課	まちづくり部・都市整備部	都市政策班	都市政策課(まちづくり推進室)、交通政策課(公共交通戦略室)、大橋川治水・国県事業推進課	
	公営・民間住宅班	住宅政策課、建築審査課		公営・民間住宅班	住宅政策課、建築審査課	
	土木班	建設総務課(道・緑・水辺相談室)、道路課、土地対策課、河川課		土木班	建設総務課(道・緑・水辺相談室)、道路課、土地対策課、河川課	
	公園緑地班	公園緑地課		公園緑地班	公園緑地課	
支援部	支援班	議会事務局総務課、議会事務局議事調査課、監査委員事務局	支援部	支援班	議会事務局総務課、議会事務局議事調査課、監査委員事務局	
教育部	教育総務班	教育総務課(皆美が丘女子高等学校事務室)、学校管理課、学校教育課、生徒指導推進室、発達・教育相談支援センター、学校給食課(北・南・鹿島・島根・八雲・宍道・東出雲学校給食センター)	教育部	教育総務班	教育総務課(皆美が丘女子高等学校事務室)、学校管理課、学校教育課、生徒指導推進室、発達・教育相談支援センター、学校給食課(北・南・鹿島・島根・八雲・宍道・東出雲学校給食センター)	
	教育施設班	生涯学習課(中央図書館、青少年支援室)		教育施設班	生涯学習課(中央図書館、青少年支援室)	

\*上下水道局、ガス局、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。

\*上下水道局、ガス局、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。

\*令和8年4月1日の市ガス事業民間譲渡に伴いガス局を廃止するため、それ以降は「ガス局」を削除

ガス局に関する記載を追加

# (5) その他の修正【共通事項】

備考

て警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。

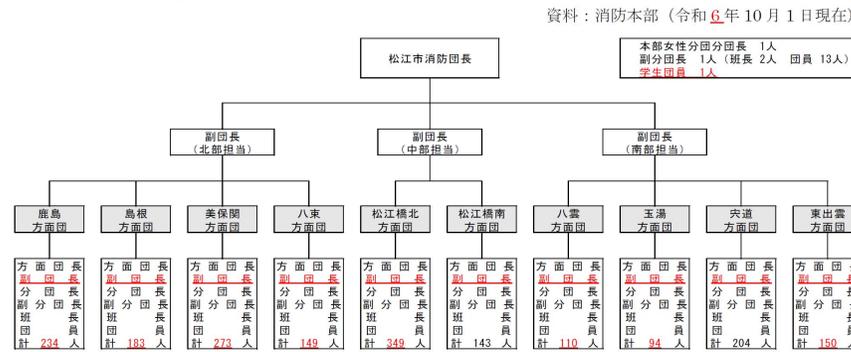
## 1 消防団の育成強化.....【消防本部、各支所】

### (1) 消防団の現状と組織状況

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。

- **過疎化・高齢化の進展**や就業構造の変化に伴う団員数の減少。
  - 団員の高齢化に伴う消防力の低下。
  - 就業構造の変化に伴う、団員のサラリーマン化による昼間消防力の低下。
- 本市における消防団の組織及び消防団保有分の消防ポンプ自動車等の現有数は次のとおり。

図：松江市消防団組織図



資料：消防本部（令和6年10月1日現在）

種別	消防自動車	小型動力ポンプ	
		小型動力ポンプ付積載車	車両に積載していないもの
台数	13	104	17

- (2) 重点実施項目
- 松江市組織機構の再編に伴う修正
  - 各種数値の時点修正
  - 防災会議委員さまのご意見による修正

(1) 市が行う重点実施項目  
本市においては、「松江市自主防災組織育成等実施要綱」を策定し、自主防災組織の強化に努めている。自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。  
ア～カ(略)  
キ 消防団と自主防災組織の連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

て警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。

## 1 消防団の育成強化.....【消防本部、各支所】

### (1) 消防団の現状と組織状況

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。

- **少子高齢化による若年層の減少**や就業構造の変化に伴う団員数の減少。
  - 団員の高齢化に伴う消防力の低下。
  - 就業構造の変化に伴う、団員のサラリーマン化による昼間消防力の低下。
- 本市における消防団の組織及び消防団保有分の消防ポンプ自動車等の現有数は次のとおり。

図：松江市消防団組織図



資料：消防本部（令和7年10月1日現在）

種別	消防自動車	小型動力ポンプ	
		小型動力ポンプ付積載車	車両に積載していないもの
台数	13	104	17

- (1) 市が行う重点実施項目  
本市においては、「松江市自主防災組織育成等実施要綱」を策定し、自主防災組織の強化に努めている。自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。  
ア～カ(略)  
キ 消防団と自主防災組織等の多様な主体との連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(1) 市が行う重点実施項目  
本市においては、「松江市自主防災組織育成等実施要綱」を策定し、自主防災組織の強化に努めている。自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。  
ア～カ(略)  
キ 消防団と自主防災組織等の多様な主体との連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

記載の適正化

時点修正

時点修正

記載の適正化

防災基本計画の修正を反映